



# 鳥取県公報

平成 24 年 3 月 30 日 (金)  
号外第 28 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 規 則	現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則 (14) (人事企画課) . . . . . 4
	職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則 (15) (〃) . . . . . 7
	地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正 する規則 (16) (〃) . . . . . 9
	鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する 規則 (17) (〃) . . . . . 10
	日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部を改正 する規則 (18) (〃) . . . . . 11

## ==== 公布された規則のあらまし ====

## ◇現業職員の給与に関する規則等の一部改正について

## 1 規則の改正理由

現業職員の給与について、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員と同様の改定を行う。

## 2 規則の概要

## (1) 現業職員の給与に関する規則の一部改正

職務の級が1級又は2級である職員の給料月額を1.6パーセント引き下げ、職務の級が3級である職員の給料月額を1.9パーセント引き上げる。

(2) 現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則の一部改正  
給料表の切替えに伴う経過措置を廃止する。

## (3) 施行期日等

ア 施行期日は、平成24年4月1日とする。

イ (2)に伴い、平成25年3月31日までの間、給料月額がこの規則の施行の日の前日の給料の月額を1万円を超えて下回る場合は、その額から1万円を差し引いた額を支給する等の経過措置を講ずる。

ウ その他所要の経過措置を講ずる。

## ◇職員の職の設置に関する規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

平成24年4月の組織改正に伴い、職員の職に新たに官房長、危機管理専門官、副官房長、支所長及び臨床検査技師の職を加える等所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

## (1) 職員の職について、次のとおり改める。

## ア 新設する職

官房長、危機管理専門官、副官房長、支所長、臨床検査技師

## イ 廃止する職

秘書、筆頭主幹

## (2) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

## ◇地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

県立病院の組織体制の再編に伴い、地方公営企業法の規定に基づき、政治的行為等の禁止に関する地方公務員法の規定が適用されることとなる管理職等（以下「適用管理職員等」という。）の範囲について所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

## (1) 病院局の適用管理職員等の範囲を次のとおり改める。

ア 中央手術室、中央滅菌材料室及び放射線治療室の室長を加える。

イ 副センター長、地域医療連携室及びがん相談支援室の室長並びに医療情報管理室、地域医療連携室及びがん相談支援室の副室長を削る。

## (2) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

## ◇鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部改正

## 1 規則の改正理由

病院局の内部組織の見直しに伴い、任免する場合において知事の同意を得なければならない主要な職員（以下「主要な職員」という。）の範囲について所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 主要な職員の範囲を次のとおり改める。

ア 中央手術室、中央滅菌材料室及び放射線治療室の室長を加える。

イ 副センター長、地域医療連携室及びがん相談支援室の室長並びに医療情報管理室、地域医療連携室及びがん相談支援室の副室長を削る。

(2) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

◇日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

平成24年4月の組織改正等に伴い、日本の国籍を有しない者を任用することができない職に危機管理専門官を追加する。

## 2 規則の概要

(1) 公の意思の形成への参画に携わる職に危機管理専門官を追加する。

(2) 施行期日は、平成24年4月1日とする。

# 規 則

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第14号

現業職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(現業職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県規則第46号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表第1(第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考 この表に定める給料月額に<u>1,000分の978</u>を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)を給料月額とする。</p>	<p>別表第1(第2条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">略</div> <p>備考 次に掲げる職員の給料月額は、この表に定める給料月額にそれぞれに定める割合(他の職員との権衡上必要と認められる限度において知事が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。</p> <p>(1) <u>職務の級が1級又は2級である職員</u> <u>1,000分の994</u></p> <p>(2) <u>職務の級が3級である職員</u> <u>1,000分の959</u></p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

(現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則(平成18年鳥取県規則第28号)の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 略</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に達しないこととなるもの(知事が定める職員を除</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～5 略</p> <p>(給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額に達しないこととなるもの(知事が定める職員を除</p>

<p>く。)には、<u>平成24年3月31日までの間</u>、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>7 前項(第1号に係る部分に限る。)の規定の適用により他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、<u>他の職員との権衡上必要と認められる限度において、平成24年3月31日までの間</u>、知事の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p> <p>8 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなる職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、<u>平成24年3月31日までの間</u>、前2項の規定に準じて、給料を支給する。</p> <p>9及び10 略</p>	<p>く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>7 前項(第1号に係る部分に限る。)の規定の適用により他の職員と著しい不均衡を生ずる場合においては、他の職員との権衡上必要と認められる限度において、知事の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。</p> <p>8 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなる職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前2項の規定に準じて、給料を支給する。</p> <p>9及び10 略</p>
--	--

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 職務の級及び号給が2級74号給から125号給までである職員(以下「特定職員」という。)に対する第1条の規定による改正後の現業職員の給与に関する規則別表第1の規定の適用については、平成27年3月31日までの間、同表の備考の規定中「1,000分の978」とあるのは、「1,000分の986」とする。
- 3 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、同日において第2条の規定による改正前の現業職員の給与に関する規則及び現業職員の給与の特例に関する規則の一部を改正する規則附則第6項から第8項までの規定の適用を受けていた職員であって次の各号に掲げるものには、平成25年3月31日までの間、給料月額のほか、当該給料月額と当該各号に定める額の差額に相当する額を給料として支給する。
- (1) 職務の級が1級又は2級である職員であって、アに掲げる額がイに掲げる額に達しないこととなるもの  
イに掲げる額から、アに掲げる額とイに掲げる額の差額に2分の1を乗じて得た額(その額が1万円を超えるときは、1万円)を控除した額  
ア その者の受ける給料月額  
イ その者が平成18年3月31日において受けていた給料の月額(同日において現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成17年鳥取県規則第89号)附則第7項本文の規定の適用を受けていた職員にあっては、同項の規定の適用がなかったものとした場合の給料の月額)に1,000分の978(特定職員にあっては、1,000分の986)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)
- (2) 職務の級が3級である職員であって、アに掲げる額がイに掲げる額に達しないこととなるもの  
イに掲げる額  
ア その者の受ける給料月額  
イ その者が施行日の前日において受けていた給料の月額から1万円を控除した額
- 4 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなる職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定に

よる給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、平成25年3月31日までの間、同項の規定に準じて、給料を支給する。

- 5 前2項に規定する職員のうち、その者が平成25年3月31日において受ける給料の月額と同年4月1日において受けることとなる給料の月額を比較して知事が特に必要と認めるものについては、同日から平成26年3月31日までの間の給料月額について必要な調整を行うことができる。

(雑則)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第15号**

職員の仕事の設置に関する規則の一部を改正する規則

職員の仕事の設置に関する規則（昭和39年鳥取県規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別表（第 2 条関係）</p> <p>統轄監、部長、局長、所長、理事監、行政監察監、会計管理者、次長、参事監、筆頭総室長、総室長、本部長、<u>官房長</u>、検査監、室長、副局長、校長、院長、館長、園長、課長、企画調整幹、<u>参事</u>、<u>危機管理専門官</u>、<u>副官房長</u>、事務局長、主任教授、副所長、副校長、寮長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、民工芸振興官、チーム長、副本部長、<u>支所長</u>、医療指導監、課長補佐、主幹、室長補佐、館長補佐、事務次長、教授、総括主計員、主計員、企画員、広報企画員、船長、主任監察員、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、検査主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、副寮長、准教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、機関長、航海士長、漁業取締専門員、監察員、管理栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、医療ソーシャルワーカー主任、主事、学芸員、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、管理栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、<u>臨床心理士</u>、<u>臨床検査技師</u>、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、機関士、航海</p>	<p>別表（第 2 条関係）</p> <p>統轄監、部長、局長、所長、理事監、行政監察監、会計管理者、次長、参事監、筆頭総室長、総室長、本部長、検査監、室長、副局長、校長、院長、館長、園長、課長、企画調整幹、参事、事務局長、主任教授、副所長、副校長、寮長、総括検査専門員、検査専門員、税務専門員、用地専門員、民工芸振興官、チーム長、副本部長、医療指導監、課長補佐、<u>筆頭主幹</u>、主幹、室長補佐、館長補佐、事務次長、教授、総括主計員、主計員、企画員、広報企画員、船長、主任監察員、税務主幹、教務主幹、専技主幹、普及主幹、用地主幹、検査主幹、係長、副主幹、教務主任、身体障害者福祉司、知的障害者福祉司、査察指導員、保育士長、副保育士長、副寮長、准教授、農業専門技術員、生活改良専門技術員、林業専門技術員、普及指導員、林業普及指導員、機関長、航海士長、漁業取締専門員、監察員、管理栄養主任、診療放射線主任、理学療法主任、作業療法主任、歯科衛生主任、言語聴覚主任、臨床心理主任、職業訓練指導主任、社会福祉主任、児童福祉主任、児童指導主任、児童心理主任、精神福祉主任、精神保健福祉主任、心理判定主任、心理療法主任、医療ソーシャルワーカー主任、主事、学芸員、機械技師、電気技師、衛生技師、造園技師、建築技師、商工技師、農林技師、水産技師、土木技師、教官、<u>秘書</u>、保健師、社会福祉主事、精神福祉主事、精神保健福祉士、心理療法士、心理判定員、児童心理司、児童福祉司、児童自立支援専門員、児童指導員、児童生活支援員、生活指導員、保育士、管理栄養士、理学療法士、医療ソーシャルワーカー、臨床心理士、講師、薬剤師、看護師、歯科衛生士、職業訓練指導員、改良普及員、林業改良指導員、機関士、航海士、専門員、総括専門員、専門指導員、文化財主</p>

士、専門員、総括専門員、専門指導員、文化財主事、場長、上席研究員、分場長、試験地長、サブチーム長、主任研究員、研究員、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、守衛長、副守衛長、現業職長、現業技術員、守衛、検査助手、農業技手、畜産技手、林業技手、現業主事、寮母、寮父、介助員、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員

事、場長、上席研究員、分場長、試験地長、サブチーム長、主任研究員、研究員、副院長、医長、副医長、医師、歯科医師、診療放射線技師、作業療法士、言語聴覚士、看護師長、副看護師長、看護主任、准看護師、守衛長、副守衛長、現業職長、現業技術員、守衛、検査助手、農業技手、畜産技手、林業技手、現業主事、寮母、寮父、介助員、隊長、副隊長、隊員、保安管理員、液化石油ガス検査員、医療監視員、薬事監視員、毒物劇物監視員、麻薬取締員、栄養指導員、環境衛生指導員、食品衛生監視員、家庭用品衛生監視員、防疫員、肥料検査員、土地調査員、建築主事、建築監視員、狂犬病予防員、動物愛護管理員、狂犬病予防技術員、動物愛護技術員、鳥取砂丘レンジャー、公営住宅監理員、小作主事、と畜検査員、地方種畜検査委員、家畜防疫員、森林害虫防除員、魚類防疫員、漁業監督吏員、道路監理員、河川監理員、砂防管理員、出納員、分任出納員、会計員、企業出納員及び現金取扱員

備考 改正部分は、下線の部分である。

#### 附 則

この規則は、平成24年 4 月 1 日から施行する。



地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第16号**

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則の一部を改正する規則

地方公営企業法第39条第2項の規定に基づき知事が定める職に関する規則（昭和40年鳥取県規則第42号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定に基づき、知事が定める職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 病院局 ア～コ 略</p> <p><u>サ</u> 室長（医療安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支援室、健診室、<u>中央手術室、臨床研修支援室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、中央滅菌材料室、血液浄化室、画像診断室及び放射線治療室</u>の室長に限る。）</p> <p><u>シ</u> 副室長（医療安全・感染防止対策室及び<u>女性職員支援室</u>の副室長に限る。）</p>	<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条第2項の規定に基づき、知事が定める職は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる職とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 病院局 ア～コ 略</p> <p><u>サ</u> <u>副センター長</u></p> <p><u>シ</u> 室長（医療安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支援室、<u>地域医療連携室、健診室、臨床研修支援室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、血液浄化室、がん相談支援室及び画像診断室</u>の室長に限る。）</p> <p><u>ス</u> 副室長（医療安全・感染防止対策室、<u>医療情報管理室、女性職員支援室、地域医療連携室及びがん相談支援室</u>の副室長に限る。）</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県規則第17号**

鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則の一部を改正する規則

鳥取県病院局に勤務する職員のうち主要な職員の範囲を定める規則（平成7年鳥取県規則第11号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書に規定する主要な職員の範囲は、理事監、局長、課長（病院局総務課長に限る。）、参事、院長、副院長、部長、センター長、副局長、室長（医療安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支援室、健診室、<u>中央手術室</u>、臨床研修支援室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、<u>中央滅菌材料室</u>、血液浄化室、<u>画像診断室及び放射線治療室</u>の室長に限る。）及び副室長（医療安全・感染防止対策室及び女性職員支援室の副室長に限る。）の職を占める職員とする。</p>	<p>地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項ただし書に規定する主要な職員の範囲は、理事監、局長、課長（病院局総務課長に限る。）、参事、院長、副院長、部長、センター長、<u>副センター長</u>、副局長、室長（医療安全・感染防止対策室、医療情報管理室、女性職員支援室、<u>地域医療連携室</u>、健診室、臨床研修支援室、中央放射線室、中央検査室、リハビリテーション室、臨床工学室、栄養管理室、血液浄化室、<u>がん相談支援室及び画像診断室</u>の室長に限る。）及び副室長（医療安全・感染防止対策室、<u>医療情報管理室</u>、女性職員支援室、<u>地域医療連携室及びがん相談支援室</u>の副室長に限る。）の職を占める職員とする。</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県規則第18号

日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部を改正する規則

日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則（平成12年鳥取県規則第7号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（公の意思の形成への参画に携わる職）</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>（1） 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条第1項に規定する統轄監、同条例第14条第2項に規定する部局長等及び同条例第15条第2項に規定する会計管理者並びに鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第16条の規定により置かれる部内局、課及び総室内室の長、次長、理事監、<u>参事監並びに危機管理専門官</u></p> <p>（2）～（5） 略</p>	<p>（公の意思の形成への参画に携わる職）</p> <p>第3条 公の意思の形成への参画に携わる職は、次に掲げる職とする。</p> <p>（1） 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第14条第1項に規定する統轄監、同条例第14条第2項に規定する部局長等及び同条例第15条第2項に規定する会計管理者並びに鳥取県行政組織規則（昭和39年鳥取県規則第13号。以下「組織規則」という。）第16条の規定により置かれる部内局、課及び総室内室の長、次長、理事監<u>並びに参事監</u></p> <p>（2）～（5） 略</p>

備考 改正部分は、下線の部分である。

### 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。